

# 平成 27 年度 登録弁理士マッチング支援における 登録弁理士の募集について

一般社団法人広島県発明協会  
(広島県知財総合支援窓口)

広島県知財総合支援窓口では、県内中小企業、個人事業主、創業予定の個人が自社のニーズにあった弁理士とのマッチングを実現するため、「登録弁理士マッチング支援」を実施いたします。このたび、本支援事業における登録弁理士を募集いたします。

※詳細は、支援スキーム図を参照。

窓口支援担当者および知財専門家（弁理士のみ）が、中小企業、個人事業主、創業予定の個人が出願を行うまでの期間短縮及び費用の軽減等を目的とし、類似技術の事前調査や書類作成等により権利取得に向けた下準備の整った案件情報を作成いたします。

この案件情報を、今回募集する登録弁理士に開示し、受注を希望する弁理士と出願人とのマッチングを行います。

※ここでは、案件紹介を行うのみで、登録弁理士への謝金等は発生しません。

出願人は、希望があった弁理士の中から選択し詳細内容の相談を行い、弁理士を選定、出願依頼をします。

登録を希望される弁理士は、下記＜必要事項＞を記載の上、＜問合せ・登録メールアドレス＞まで、お申込みいただきますよう宜しくお願いいたします。

※募集期間：平成 27 年 3 月 18 日（水）～3 月 31 日（火）

＜問合せ・登録メールアドレス＞

一般社団法人広島県発明協会 担当 吉村、水戸 TEL 082-241-3940

メールアドレス [info@hiroshima-hatsumei.jp](mailto:info@hiroshima-hatsumei.jp)

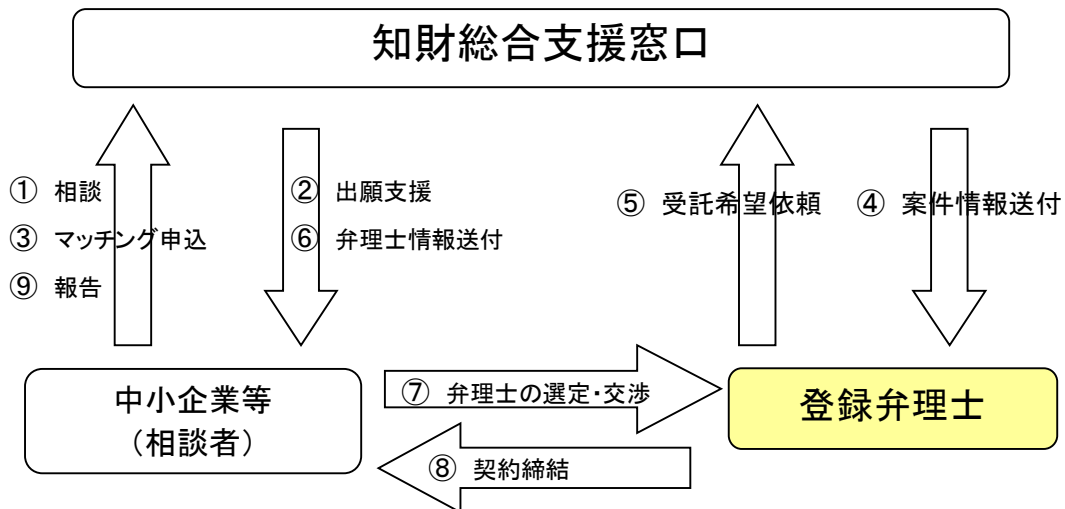
＜必要事項＞

1. 弁理士登録番号
2. 氏名（フリガナ）
3. 所属事務所
4. 住所・電話番号
5. メールアドレス
6. 事務所ホームページ
7. 士歴・得意分野

※登録弁理士の要件は以下のとおりです。

＜登録弁理士の要件＞	
1.	本制度の趣旨に賛同されていること。
2.	日本弁理士会の弁理士検索システム「弁理士ナビ」の「中小・ベンチャー企業に対応可能な弁理士」に登録していること。
3.	広島県内中小企業支援に迅速に対応できる体制にあること。
4.	弁理士として中小企業の出願業務取扱の経験があること。
5.	過去5年間に日本弁理士会会長または経済産業大臣より処分を受けたことがないこと。ここにいう「処分」とは弁理士法および日本弁理士会会則に掲げるものをいいます。

＜支援スキーム図＞



＜支援スキームの流れ＞

①～②相談・出願支援	知財総合支援窓口において相談内容を把握し、出願相談であれば特許調査や出願手続きに向けた支援を行います。
③マッチング申込	出願を行う意思がある場合、登録弁理士マッチング支援策を活用したいか確認し、申込を受付けます。
④案件情報送付	相談者の意思を確認後、知財総合支援窓口において依頼案件の案件情報・発明概要を作成し、登録弁理士にメールにて送付します。
⑤受託希望依頼	送付された案件の受注を希望する登録弁理士は、専門分野、自己PRをメールにて窓口へ送付します。
⑥弁理士情報送付	窓口は希望のあった弁理士をとりまとめ、相談者へメールにて案件の受注を希望する弁理士の情報を送付します。

⑦弁理士の選定・交渉	希望があった弁理士の中から代理人となる弁理士を選択し、発明概要による詳細内容にて相談を行い、弁理士を選定し、依頼します。
⑧契約締結	交渉が合意に至った場合には、企業から登録弁理士に直接業務を依頼し、代理人となった弁理士と相談の上、出願します。
⑨報告	相談者は、窓口を選任した弁理士を報告します。